

No	東海	該当条文	対象欄	補正前 (赤字: 補正候補)	補正案 (赤字: 補正候補)	補正理由
1	○	変更理由	-	2. 変更の理由 (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴うもの	2. 変更の理由 (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	記載の適正化 (東海第二と整合)
2	○	変更理由	-	(4) 記載の適正化 人事制度の変更に伴い、原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の等級区分を 適正化 する。	(3) 人事制度変更に伴う主任技術者の等級区分の変更 人事制度の変更に伴い、原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の等級区分を 変更 する。	認可要件に変更
3	○	変更理由	-	(4) 記載の適正化 (中略) 東海発電所の初期消火活動要員について、東海第二発電所の初期消火要因と兼務していることが明確化になるように、記載を適正化する。 第16条 (廃止措置中の地震・火災等発生時の対応)	(4) 記載の適正化 (中略)	東海発電所において初期消火活動要員の記載は (1) 実用炉規則の改正に伴うものが主たる理由のため削除。
4	○	第4条第3項	備考欄		記載の適正化 (用語、体裁の見直し。以下同じ)	記載の適正化
5	○	第4条	変更後	3. 定義 (中略) (5) ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース (原子力施設情報公開ライブラリ) のことをいう。	3. 定義 (中略) (5) ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう (原子力施設情報公開ライブラリ) 。	記載の適正化 (記載位置修正)
6	○	第4条	変更後	4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (中略) (4) (略) d) プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。) に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する。 (責任及び権限の明確化を含む。) (中略) g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと 整合的 なものにする。	4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (中略) (4) (略) d) プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。) に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する (責任及び権限の明確化を含む。) 。 (中略) g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと 整合的 なものにする。	記載の適正化 (句読点位置、記載表現の適正化)
7	○	第4条	変更後	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、安全室を担当する取締役 及び 考査・品質監査室長を品質マネジメントシステム管理責任者に 任命 する。	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、安全室を担当する取締役を 実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者として 、考査・品質監査室長を 監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として 任命する。	実施部門と監査部門の管理責任者の明確化
8	○	第4条	変更後	5.4.1 品質目標 (1) 社長は、 組織 において、品質目標 (個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。	5.4.1 品質目標 (1) 社長は、 部門 において、品質目標 (個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。	記載の適正化 (部門に統一)
9	○	第4条	変更後	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 k) 組織 又は要員からの改善のための提案	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 k) 部門 又は要員からの改善のための提案	記載の適正化 (部門に統一)
10	○	第4条	変更後	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画 (中略) (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性 (業務に関する計画を変更する場合の整合性を含む。) を確保する。	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画 (中略) (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性 (業務計画を変更する場合の整合性を含む。) を確保する。	記載の適正化 (記載表現の適正化)
11	○	第4条	変更後	8. 2. 2 内部監査 (1) 監査部門は、客観的な評価を行う部門として、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、内部監査を実施する。 (中略) (6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限 (必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。) 並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要項」に定め、実施する。	8. 2. 2 内部監査 (1) 監査部門は、客観的な評価を行う部門として、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。 (中略) (6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限 (必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。) 並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要項」に定め、実施する。	記載の適正化 (句読点修正。東海第二発電所及び敦賀発電所2号炉と整合。)
12	○	第4条	変更後	8. 3 不適合の管理 (中略) (3) (略) b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)	8. 3 不適合の管理 (中略) (3) (略) b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)	記載の適正化 (句読点の位置修正)
13	○	第4条	表	品質マネジメントシステムの文書 (別紙参照)		
14	○	第4条	変更前	(品質マネジメントシステム計画) 第4条 (敦1...第3条) (略) 図4-2 (敦1...図3-2) 4.2.1 (1) d) 口. から二. に記載の文書	(品質マネジメントシステム計画) 第4条 (敦1...第3条) (略) 図4-2 (敦1...図3-2) 4.2.1 (1) d) 口. から二. に記載の文書	記載の適正化 (下線削除)
15	○	第6条	変更後	(1) 社長は...統括する。また、社長は、発電所長 (以下「所長」という。) 及び発電用原子炉主任技術者 (以下「原子炉主任技術者」という。) に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、 「事故・故障時等対応」要項 の定めるところにより必要な指示を行う。 (中略) (4) 安全室は、品質マネジメントシステム (品質保証活動を含む。) に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に 維持し、及び育成 するための活動を推進する。	(1) 社長は、...統括する。また、社長は、発電所長 (以下「所長」という。) 及び発電用原子炉主任技術者 (以下「原子炉主任技術者」という。) に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、 「外部コミュニケーション」要項 の定めるところにより必要な指示を行う。 (中略) (4) 安全室は、品質マネジメントシステム (品質保証活動を含む。) に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に 育成し、及び維持 するための活動を推進する。	記載の適正化 (二次文書見直しを反映、用語の記載順序変更)
16	○	第6条	変更後	(保安に関する職務) 第6条 (敦1...第5条) (略) (8) (略) 4. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに関係する地域住民等とのコミュニケーション 及び 安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。	(保安に関する職務) 第6条 (敦1...第5条) (略) (8) (略) 4. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに関係する地域住民等とのコミュニケーション 活動 及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。	記載の適正化 (東海第二発電所及び敦賀発電所2号炉と整合。記載表現の適正化)
17	○	第6条	変更後	(保安に関する職務) 第6条 (略) 2. (略) (30) 検査グループマネージャーは、 使用前事業者検査等 の検査の管理に関する業務を行う。	(保安に関する職務) 第6条 (略) 2. (略) (30) 検査グループマネージャーは、 事業者検査及び原子力規制 検査の管理に関する業務を行う。	記載の適正化 (東海第二、敦賀発電所の職務の記載表現と統一)
18	○	第40条	変更後	(施設管理計画) 第40条 原子炉施設について原子炉設置 (変更) 許可を受けた設備に係る事項及び 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下、 本編 において「技術基準規則」という。) を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。	(施設管理計画) 第40条 原子炉施設について原子炉設置 (変更) 許可を受けた設備に係る事項及び 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準規則」という。) を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。	記載の適正化 (東海発電所は「編」が無いため削除)
19	○	第40条	変更後	(施設管理計画) 第40条 (略) 5. 1 点検計画の策定 (中略) (3) (略) b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査 及び試験等 の項目、評価方法及び管理基準	(施設管理計画) 第40条 (略) 5. 1 点検計画の策定 (中略) (3) (略) b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準	記載の適正化 (東海第二発電所、敦賀発電所と記載表現整合)
20	○	第40条	変更後	(施設管理計画) 第40条 (略) 5. 1 点検計画の策定 (中略) なお、予防安全を実施する場合には、当該構築物、系統又は機器が所定の機能を発揮しうることを合理的に確認することができる内容とする。この際、以下を考慮する。 (中略) ※1: 事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、 1.4. の使用前事業者検査及び1.5. の定期事業者検査 をいう (以下、本条において同じ)。	(施設管理計画) 第40条 (略) 5. 1 点検計画の策定 (中略) なお、予防安全を実施する場合には、当該構築物、系統又は機器が所定の機能を発揮しうることを合理的に確認することができる内容とする。この際、以下を考慮する。 (中略) ※1: 事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、 第4.0条の4 (使用前事業者検査の実施) による使用前事業者検査及び第4.0条の5 (定期事業者検査の実施) による定期事業者検査 をいう (以下、本条において同じ)。	インデントずれの修正 条番号の見直しに伴う補正
21	○	第40条	変更後	(施設管理計画) 第40条 (中略) 5. 2 設計及び工事の計画の策定 (1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。	(施設管理計画) 第40条 (中略) 5. 2 設計及び工事の計画の策定 (1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた 設計及び工事 の計画を策定する。	記載の適正化 (東海発電所のみ反映漏れ)

東海 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応候補リスト (2/5)

No	東海	該当条文	対象欄	補正前 (赤字: 補正候補)	補正案 (赤字: 補正候補)	補正理由
22	○	第40条	変更前	(施設管理計画) 第40条(略) 5. 1 結果の確認・評価 保安担当マネージャーは、保安プログラムに従い実施した点検・補修等の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価する。 技術センターの各マネージャーは3. (保安の実施) に定める点検・補修等の結果を確認し、電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーに通知する。電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーは、通知を受けた結果を確認・評価する。 (中略) 5. 2 点検・補修等の結果の確認・評価を実施する者及びこれを承認する者の力量 第4条(品質保証計画)の6.2.1(一般)に基づき、保安担当室長は点検・補修等の結果の確認・評価を実施する者の、技術センター長は点検・補修等の結果の確認を実施する者の、また所長は点検・補修等の結果を承認する者の力量を定め、各々これを満たす者を従事させる。	(施設管理計画) 第40条(略) 5. 1 結果の確認・評価 保安担当マネージャーは、保安プログラムに従い実施した点検・補修等の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価する。 技術センターの各マネージャーは3. (保安の実施) に定める点検・補修等の結果を確認し、電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーに通知する。電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーは、通知を受けた結果を確認・評価する。 (中略) 5. 2 点検・補修等の結果の確認・評価を実施する者及びこれを承認する者の力量 第4条(品質保証計画)の6.2.1(一般)に基づき、保安担当室長は点検・補修等の結果の確認・評価を実施する者の、技術センター長は点検・補修等の結果の確認を実施する者の、また所長は点検・補修等の結果を承認する者の力量を定め、各々これを満たす者を従事させる。	記載の適正化 (下線不足)
23	○	第40条	変更後	(施設管理計画) 第40条(略) 7. 1 結果の確認・評価 (1)組織は、保安プログラムに従い実施した点検・補修等の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価する。 技術センターの各マネージャーは6. の保安の実施に定める点検・補修等の結果を確認し、電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーに通知する。電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーは、通知を受けた結果を確認・評価する。 (中略) 7. 2 点検・補修等の結果の確認・評価を実施する者及びこれを承認する者の力量 第4条(品質マネジメントシステム計画)の6.2(要員の力量の確保及び教育訓練)に基づき、保安担当室長は点検・補修等の結果の確認・評価を実施する者の、技術センター長は点検・補修等の結果の確認を実施する者の、また所長は点検・補修等の結果を承認する者の力量を定め、各々これを満たす者を従事させる。	(施設管理計画) 第40条(略) 7. 1 結果の確認・評価 (1)組織は、保安プログラムに従い実施した保安の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価する。 技術センターの各マネージャーは6. の保安の実施に定める保安の結果を確認し、電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーに通知する。電気・制御グループマネージャー又は機械グループマネージャーは、通知を受けた結果を確認・評価する。 (中略) 7. 2 保安の結果の確認・評価を実施する者及びこれを承認する者の力量 第4条(品質マネジメントシステム計画)の6.2(要員の力量の確保及び教育訓練)に基づき、保安担当室長は保安の結果の確認・評価を実施する者の、技術センター長は保安の結果の確認を実施する者の、また所長は保安の結果を承認する者の力量を定め、各々これを満たす者を従事させる。	記載の適正化 (東海発電所のみ: 下線不足、「点検・補修等」⇒「保全」)
24	○	第40条	変更後	(施設管理計画) 第40条(敦1...第128条)(略) 7. 1 結果の確認・評価(敦1...8.保安の結果の確認・評価) (中略) (2)組織は、原子炉施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定によって検証するため、事業者検査を実施する。	(施設管理計画) 第40条(敦1...第128条)(略) 7. 1 結果の確認・評価(敦1...8.保安の結果の確認・評価) (中略) (2)組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。	記載の適正化 (東海第二発電所、敦賀発電所2号炉の表現と統一)
25	○	第40条	変更前	(施設管理計画) 第40条(略) 6. 1 保安担当マネージャーによる是正処置 保安担当マネージャーは、第4条(品質保証計画)の8.3(不適合管理)及び8.5.2(是正処置)に基づき、次を実施する。	(施設管理計画) 第40条(略) 6. 1 保安担当マネージャーによる是正処置 保安担当マネージャーは、第4条(品質保証計画)の8.3(不適合管理)及び8.5.2(是正処置)に基づき、次を実施する。	記載の適正化 (下線不足)
26	○	第40条	変更後	8.不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (中略) (3)組織は、(1)及び(2)の活動を第4条に基づき改善措置活動に基づき実施する。	8.不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (中略) (3)組織は、(1)及び(2)の活動を第4条に基づき実施する。	記載の適正化 (先行認可電力の補正申請内容の反映)
27	○	第40条	変更後	(施設管理計画) 第40条(略) 8. (略) (2)組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。	(施設管理計画) 第40条(略) 8. (略) (2)組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。	記載の適正化 (下線不足)
28	○	第40条	変更後	(施設管理計画) 第40条(中略) 10. 施設管理の有効性評価 (1)組織は、9. の保全の有効性評価及び1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (中略) 11. (中略) (1)設計要件(第4条(品質マネジメントシステム計画)7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む)1.2. の設計管理で実施する設計に対する要求事項をいう。 (2)施設構成情報(第4条(品質マネジメントシステム計画)4.2.1に示す文書のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。 (中略)	(施設管理計画) 第40条(中略) 10. 施設管理の有効性評価 (1)組織は、9. の保全の有効性評価の結果及び1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (中略) 11. (中略) (1)設計要件(第4条(品質マネジメントシステム計画)7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む)第40条の2の設計管理で実施する設計に対する要求事項をいう。 (2)施設構成情報(第4条(品質マネジメントシステム計画)4.2.1に示す文書のうち「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。 (中略)	記載の適正化 (記載表現の適正化。東海第二発電所、敦賀発電所の表現と統一)
29	○	第53条表53	変更後	内容の欄 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業	内容の欄 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業	記載の適正化 (東海発電所のみ。「保守及び点検」⇒「保全」)
30	○	第54条表54-1	変更前	4. (敦1...5.) <記録の欄> 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 <保存期間の欄> 評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	4. (敦1...5.) <記録の欄> 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 <保存期間の欄> 評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	記載の適正化 (下線不足)
31	○	第54条表54-1	変更後	3. <記録の欄> 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 <保存期間の欄> 評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間	3. <記録の欄> 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 <保存期間の欄> 評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	記載の適正化 (下線不足)
32	○	第54条	変更後	※2: 施設管理の実施の記録は、第40条(施設管理計画)6. 保安の実施及び8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置の記録とする。	※2: 施設管理の実施の記録は、第40条(施設管理計画)6. 保安の実施及び8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置の記録とする。	記載の適正化 (句読点の全角⇒半角)
33	○	第54条表54-3表54-4	変更後	<保存期間の欄> 文字列を上詰めしている。	<保存期間の欄> 文字列を上下中央揃えにした。	記載の適正化
34	○	第55条	変更前	(報告) 第55条(中略) 3. 本条に規定される報告については、「東海発電所事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。	(報告) 第55条(中略) 3. 本条に規定される報告については、「東海発電所事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。	記載の適正化 (下線不足)
35	○	第55条	変更後	(報告) 第55条(中略) 3. 本条に規定される報告については、「外部コミュニケーション要項」の定めるところにより行う。	(報告) 第55条(中略) 3. 本条に規定される報告については、「外部コミュニケーション要項」の定めるところにより行う。	原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更 (一部の具体的な運用事項を定める二次文書を三次文書とする適正化)
36	○	附則(2.0.0)	変更後	(施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	(施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	記載の適正化 (表現の適正化)
37	○	第6条	備考欄	組織改正に伴う変更(事業者検査の独立性確保に伴う変更)	関係する部門の長の関与の明確化	備考内容の見直し
38	○	第8条	変更前	2. (略) (中略) (2)工事計画書(第12条(工事の計画及び実施))に関する事項 (3)放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 (中略) (4)放射線管理に関する手順の制定及び改正 (中略) (5)保守管理に関する手順の制定及び改正 (6)改造の実施に関する事項 (7)保安教育実施計画の策定(第52条(所員への保安教育))に関する事項 (8)事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項	2. (略) (中略) (2)工事計画書(第12条(工事の計画及び実施))に関する事項 (3)放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 (中略) (4)放射線管理に関する手順の制定及び改正 (中略) (5)保守管理に関する手順の制定及び改正 (6)改造の実施に関する事項 (7)保安教育実施計画の策定(第52条(所員への保安教育))に関する事項 (8)事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項	第12条の変更の取下げに伴う補正

東海 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応候補リスト (3/5)

No	東海	該当条文	対象欄	補正前 (赤字: 補正候補)	補正案 (赤字: 補正候補)	補正理由
39	○	第8条	変更後	2. (略) (中略) (2)放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 (中略) (3)放射線管理に関する手順の制定及び改正 (中略) (4)施設管理に関する手順の制定及び改正 (5)改造の実施に関する事項 (6)保安教育実施計画の策定 (第52条(所員への保安教育))に関する事項 (7)事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項	2. (略) (中略) (2) 工事計画書 (第12条(工事の計画及び実施))に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正 (中略) (4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正 (中略) (5) 保守管理に関する手順の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 保安教育実施計画の策定 (第52条(所員への保安教育))に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項	第12条の変更の取下げに伴う補正
40	○	第9条	備考欄	記載の適正化 (主任技術者の選任要件の適正化。以下同じ)	主任者の選任要件について東海発電所の廃止措置段階を考慮した要件に変更。	記載の適正化の範囲から外し、個別理由として記載を見直し。
41	○	第11条	変更前	(原子炉領域の解体の禁止) 第11条 所長は、廃止措置計画の廃止措置工程に記載のある安全貯蔵期間中に、安全貯蔵対象範囲 (安全貯蔵措置を施した領域) を解体してはならない。 なお、炉内サンプル調査は解体には該当しない。	(原子炉領域の解体の禁止) 第11条 所長は、廃止措置計画の廃止措置工程に記載のある安全貯蔵期間中に、安全貯蔵対象範囲 (安全貯蔵措置を施した領域) を解体してはならない。 なお、炉内サンプル調査は解体には該当しない。	第11条の変更の取下げに伴う補正
42	○	第11条	変更後	第11条 削除	(原子炉領域の解体の禁止) 第11条 所長は、廃止措置計画の廃止措置工程に記載のある安全貯蔵期間中に、安全貯蔵対象範囲 (安全貯蔵措置を施した領域) を解体してはならない。 なお、炉内サンプル調査は解体には該当しない。	第11条の変更の取下げに伴う補正
43	○	第12条	変更前	第12条 廃止措置室長は、廃止措置計画に基づき、表12に示す工事件名毎に、次の各号を記載した工事計画書を作成し、工事の具体的な計画と安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。 (1) 工事件名 (2) 工事場所 (対象施設の範囲) (3) 工事期間 (着手・完了目標) (4) 工事内容 (5) 工事方法 (6) 工事工程表 (7) 工事体制 (8) 放射線管理及び安全確保対策 イ. 拡散防止対策 ロ. 被ばく低減対策 ハ. 事故防止対策 (9) 放射性廃棄物管理 2. (略) 3. 廃止措置室長は、表12に示す工事件名を、必要に応じて分割することができる。分割する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策及び線量評価に影響のないことを確認する。 4. 廃止措置工事グループマネージャーは、第1項の工事計画書に基づき、工事を実施する。 5. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事を実施中に、第1項(8)の対策に支障が生じた場合は工事を中断し、廃止措置室長に報告する。 6. 廃止措置工事グループマネージャーは、前項で工事を中断した場合は、第1項(8)を復旧するか又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認し、廃止措置室長の承認を得た上で、工事を再開する。ただし、代替措置を講ずる場合は、廃止措置主任者の確認を得た上で、工事を再開する。 7. 廃止措置工事グループマネージャーは、第1項の工事計画書のうち工事内容、工事場所等を1年に1回各マネージャーに周知する。また、工事計画書を作成及び変更したときも同様とする。	第12条 廃止措置室長は、廃止措置計画に基づき、表12に示す工事件名毎に、次の各号を記載した工事計画書を作成し、工事の具体的な計画と安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。 (1) 工事件名 (2) 工事場所 (対象施設の範囲) (3) 工事期間 (着手・完了目標) (4) 工事内容 (5) 工事方法 (6) 工事工程表 (7) 工事体制 (8) 放射線管理及び安全確保対策 イ. 拡散防止対策 ロ. 被ばく低減対策 ハ. 事故防止対策 (9) 放射性廃棄物管理 2. (略) 3. 廃止措置室長は、表12に示す工事件名を、必要に応じて分割することができる。分割する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策及び線量評価に影響のないことを確認する。 4. 廃止措置工事グループマネージャーは、第1項の工事計画書に基づき、工事を実施する。 5. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事を実施中に、第1項(8)の対策に支障が生じた場合は工事を中断し、廃止措置室長に報告する。 6. 廃止措置工事グループマネージャーは、前項で工事を中断した場合は、第1項(8)を復旧するか又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認し、廃止措置室長の承認を得た上で、工事を再開する。ただし、代替措置を講ずる場合は、廃止措置主任者の確認を得た上で、工事を再開する。 7. 廃止措置工事グループマネージャーは、第1項の工事計画書のうち工事内容、工事場所等を1年に1回各マネージャーに周知する。また、工事計画書を作成及び変更したときも同様とする。	第12条の変更の取下げに伴う補正。
44	○	第12条	変更後	第12条 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置計画に基づき工事※1を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。 (1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理 2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、東海第二発電所の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。 3. (略) 4. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事の結果について記録する。 ※1: 本条において工事は、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査、及びその他所長が必要と判断する解体撤去工事をいう。	第12条 廃止措置室長は、廃止措置計画に基づき、表12に示す工事件名毎に、次の各号を記載した工事計画書を作成し、工事の具体的な計画と安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。 (1) 工事件名 (2) 工事場所 (対象施設の範囲) (3) 工事期間 (着手・完了目標) (4) 工事内容 (5) 工事方法 (6) 工事工程表 (7) 工事体制 (8) 放射線管理及び安全確保対策 イ. 拡散防止対策 ロ. 被ばく低減対策 ハ. 事故防止対策 (9) 放射性廃棄物管理 2. (略) 3. 廃止措置室長は、表12に示す工事件名を、必要に応じて分割することができる。分割する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策及び線量評価に影響のないことを確認する。 4. 廃止措置工事グループマネージャーは、第1項の工事計画書に基づき、工事を実施する。 5. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事を実施中に、第1項(8)の対策に支障が生じた場合は工事を中断し、廃止措置室長に報告する。 6. 廃止措置工事グループマネージャーは、前項で工事を中断した場合は、第1項(8)を復旧するか又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認し、廃止措置室長の承認を得た上で、工事を再開する。ただし、代替措置を講ずる場合は、廃止措置主任者の確認を得た上で、工事を再開する。 7. 廃止措置工事グループマネージャーは、第1項の工事計画書のうち工事内容、工事場所等を1年に1回各マネージャーに周知する。また、工事計画書を作成及び変更したときも同様とする。	第12条の変更の取下げに伴う補正。
45	○	第12条表12	変更前	(野線 略) 表12 工事件名 1. 燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事 2. 燃料取扱機等解体撤去工事 3. 熱交換器等解体撤去工事 4. 解体撤去物等搬出準備工事 5. 原子炉領域解体準備工事 6. 原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事 7. 各建屋附帯設備等解体撤去工事 8. 炉内挿入物取出撤去工事 9. 原子炉本体等解体撤去工事 10. 生体遮へい体解体撤去工事 11. 原子炉建屋換気設備解体撤去工事 12. 放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事 13. 管理区域解除工事 14. 建屋解体撤去工事	(野線 略) 表12 工事件名 1. 燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事 2. 燃料取扱機等解体撤去工事 3. 熱交換器等解体撤去工事 4. 解体撤去物等搬出準備工事 5. 原子炉領域解体準備工事 6. 原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事 7. 各建屋附帯設備等解体撤去工事 8. 炉内挿入物取出撤去工事 9. 原子炉本体等解体撤去工事 10. 生体遮へい体解体撤去工事 11. 原子炉建屋換気設備解体撤去工事 12. 放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事 13. 管理区域解除工事 14. 建屋解体撤去工事	第12条の変更の取下げに伴う補正。
46	○	第12条表12	変更後	(削除)	(野線 略) 表12 工事件名 1. 燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事 2. 燃料取扱機等解体撤去工事 3. 熱交換器等解体撤去工事 4. 解体撤去物等搬出準備工事 5. 原子炉領域解体準備工事 6. 原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事 7. 各建屋附帯設備等解体撤去工事 8. 炉内挿入物取出撤去工事 9. 原子炉本体等解体撤去工事 10. 生体遮へい体解体撤去工事 11. 原子炉建屋換気設備解体撤去工事 12. 放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事 13. 管理区域解除工事 14. 建屋解体撤去工事	第12条の変更の取下げに伴う補正。
47	○	第13条	変更前	第13条 廃止措置室長は、次の各号を記載した安全貯蔵措置管理要領※1を作成し、安全貯蔵措置の安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。 (1) 安全貯蔵範囲 (2) 隔離対象弁、供給電源及び施設管理等の措置 (3) 完了要件 (4) 隔離状況の確認方法 (5) 隔離解除の条件、方法 2. 廃止措置管理グループマネージャーは、第1項に関し、廃止措置計画との整合性、隔離措置の妥当性、禁止事項の妥当性及び表12に示す工事による影響について関係マネージャーとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。 3. 廃止措置管理グループマネージャーは、第1項の安全貯蔵措置管理要領に基づき、安全貯蔵措置を実施する。 4. 廃止措置管理グループマネージャーは、第3項の措置が完了した場合は、その結果を廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。 5. 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵措置後の隔離状況を、1週間に1回(月曜日を始期とする1週間に1回をいう。以下本章において同じ。)を確認する。 6. 廃止措置管理グループマネージャーは、炉内サンプル調査により一時的に隔離を解除する場合、及び一時的な解除を復旧した場合は、廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。 ※1: 第4条(品質保証計画)4.2.1(1)d)ロ)に基づき手順である。	第13条 廃止措置室長は、次の各号を記載した安全貯蔵措置管理要領※1を作成し、安全貯蔵措置の安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。 (1) 安全貯蔵範囲 (2) 隔離対象弁、供給電源及び施設管理等の措置 (3) 完了要件 (4) 隔離状況の確認方法 (5) 隔離解除の条件、方法 2. 廃止措置管理グループマネージャーは、第1項に関し、廃止措置計画との整合性、隔離措置の妥当性、禁止事項の妥当性及び表12に示す工事による影響について関係マネージャーとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。 3. 廃止措置管理グループマネージャーは、第1項の安全貯蔵措置管理要領に基づき、安全貯蔵措置を実施する。 4. 廃止措置管理グループマネージャーは、第3項の措置が完了した場合は、その結果を廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。 5. 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵措置後の隔離状況を、1週間に1回(月曜日を始期とする1週間に1回をいう。以下本章において同じ。)を確認する。 6. 廃止措置管理グループマネージャーは、炉内サンプル調査により一時的に隔離を解除する場合、及び一時的な解除を復旧した場合は、廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。 ※1: 第4条(品質保証計画)4.2.1(1)d)ロ)に基づき手順である。	第13条の変更の取下げに伴う補正。 ただし、※1の手順については既に運用している手順である事と、第4条の当該条文が変更されている事から削除し記載の適正化をする。

東海 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応候補リスト (4/5)

No	東海	該当条文	対象欄	補正前 (赤字: 補正候補)	補正案 (赤字: 補正候補)	補正理由
48	○	第13条	変更後	<p>第13条 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵※1の対象範囲及び期間を定める。</p> <p>※1: 安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。</p>	<p>第13条 廃止措置室長は、次の各号を記載した安全貯蔵措置管理要領を作成し、安全貯蔵措置の安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更する時も同様とする。</p> <p>(1) 安全貯蔵範囲 (2) 隔離対象弁, 供給電源及び施設管理等の措置 (3) 完了要件 (4) 隔離状況の確認方法 (5) 隔離解除の条件, 方法</p> <p>2. 廃止措置管理グループマネージャーは、第1項に関し、廃止措置計画との整合性、隔離措置の妥当性、禁止事項の妥当性及び表12に示す工事による影響について関係マネージャーとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。</p> <p>3. 廃止措置管理グループマネージャーは、第1項の安全貯蔵措置管理要領に基づき、安全貯蔵措置を実施する。</p> <p>4. 廃止措置管理グループマネージャーは、第3項の措置が完了した場合は、その結果を廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。</p> <p>5. 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵措置後の隔離状況を、1週間に1回(月曜日を期とする1週間に1回をいう。以下本章において同じ。)確認する。</p> <p>6. 廃止措置管理グループマネージャーは、炉内サンプル調査により一時的に隔離を解除する場合、及び一時的な解除を復旧した場合は、廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。</p>	<p>第13条の変更の取下げに伴う補正。</p>
49	○	第17条の2	備考欄		記載の適正化(字体の整合)	前後の条文の書式が全角のため、それに合わせたが理由がなかったため、補正。
50	○	第25条	変更前	<p>(頻度の定義) 第○○条 ○○でいう測定頻度等に関する考え方は、表○○のとおりとする。 表○○ (略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第○○条 (以下略)</p>	<p>(放出管理用計測器の管理) 第○○条 (以下略)</p> <p>(頻度の定義) 第○○条 ○○でいう測定頻度等に関する考え方は、表○○のとおりとする。 表○○ (略)</p>	<p>新条文の変更前として、第20条の2の変更前欄に記載していたが、旧条文の構成通りとする必要があるため、補正。</p>
51	○	第21条の3	変更後	<p>5. 廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、放射能濃度確認対象物に関する措置の実施状況を確認する。 6. (略) 7. (略)</p>	<p>5. (略) 6. (略)</p>	<p>第21条の3第5項の変更の取下げに伴う補正。</p>
52	○	第39条	変更前	<p>(頻度の定義) 第○○条 ○○でいう測定頻度等に関する考え方は、表○○のとおりとする。 表○○ (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>(線量の評価) 第○○条 (略)</p>	<p>(発電所外への運搬) 第○○条 (略) (以下略)</p> <p>(頻度の定義) 第○○条 ○○でいう測定頻度等に関する考え方は、表○○のとおりとする。 表○○ (略)</p>	<p>新条文の変更前として、第25条の2の変更前欄に記載していたが、旧条文の構成通りとする必要があるため、補正。</p>
53	○	第40条	変更後	<p>1.2. 設計管理</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関与するかどうかを判断する。</p> <p>(2) 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3に従って実施する。</p> <p>a) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 b) 技術基準規則の規定及び原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(3) 本項における設計管理には、次項に定める作業管理及び1.4. に定める使用当事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(設計管理) 第40条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関与するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 技術基準規則の規定及び原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次項に定める作業管理及び第40条の4に定める使用当事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>章の構成を他プラントと同様にするため補正。</p>
54	○	第40条	変更後	<p>1.3. 作業管理</p> <p>(1) 組織は、1.2. の設計に従い工事を実施する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>a) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 b) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 c) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 d) 作業工程の管理 e) 供用開始までの作業対象設備の管理 f) 第5章に基づく放射性廃棄物管理 g) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第14条による「監視を定期的に行う」。</p>	<p>(作業管理) 第40条の3 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第14条による「監視を定期的に行う」。</p>	<p>章の構成を他プラントと同様にするため補正。</p>
55	○	第40条	変更後	<p>1.4. 使用当事業者検査の実施</p> <p>(1) 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設計」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設計に従って行われたものであること、技術基準規則に適合することを確認するための使用当事業者検査(以下、1.4.において「検査」という。)を統括する。</p> <p>(2) 検査グループマネージャーは、次のa)~d)を実施する。</p> <p>a) (略) b) (略) c) (略) d) 設計に従って行われたものであること e) 技術基準規則に適合するものであること</p> <p>※2: (略) a) (略) b) (略) c) (略)</p> <p>(3) 前項の検査実施責任者は、次のa), b)を実施する。</p> <p>a) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。 b) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項c)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>(4) 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>a) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者 b) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者 c) 前項に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者 d) 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>(5) 各マネージャーは、第2号、第3号及び第4号に係る事項として、次のa), b)を実施する。</p> <p>a) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 b) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(6) 各室長は、第2号、第3号及び第4号に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(使用当事業者検査の実施) 第40条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設計」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設計に従って行われたものであること、技術基準規則に適合することを確認するための使用当事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) a) 設計に従って行われたものであること b) 技術基準規則に適合するものであること</p> <p>(4) (略) ※2: (略) a) (略) b) (略) c) (略)</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。 (2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者 (3) 前項に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>章の構成を他プラントと同様にするため補正。</p>
56	○	第40条	変更後	<p>1.5. 定期事業者検査の実施</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、1.5.において「検査」という。)を統括する。</p> <p>(2) 検査グループマネージャーは、次のa)~d)を実施する。</p> <p>a) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 b) (略) c) (略) d) (略)</p> <p>※3: (略) a) (略) b) (略) c) (略)</p> <p>(3) 前項の検査実施責任者は、次のa)~b)を実施する。</p> <p>a) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。 b) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項c)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>(4) 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>a) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者 b) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者 c) 前項に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者 d) 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>(5) 各マネージャーは、第2号、第3号及び第4号に係る事項として、次のa), b)を実施する。</p> <p>a) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 b) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(6) 各室長は、第2号、第3号及び第4号に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(定期事業者検査の実施) 第40条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保安担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>※3: (略) a) (略) b) (略) c) (略)</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。 (2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保安担当部門とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設備の点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者 (3) 前項に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>章の構成を他プラントと同様にするため補正。</p>

東海 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応候補リスト (5/5)

No	東海	該当条文	対象欄	補正前 (赤字: 補正候補)	補正案 (赤字: 補正候補)	補正理由
57	○	第49条	変更前	(応急措置) 第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常事態において次の応急措置を実施する。 (1) 退避誘導及び構内入構制限 (2) 放射性物質影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) 緊急時医療 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置	(応急措置) 第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常事態において次の応急措置を実施する。 (1) 退避誘導及び構内入構制限 (2) 放射性物質影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) 緊急時医療 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置	(5)二次災害防止に関する措置の追加の取下げに伴う補正。
58	○	第49条	変更後	(応急措置) 第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常事態において次の応急措置を実施する。 (1)退避誘導及び構内入構制限 (2)放射性物質影響範囲の推定 (3)消火活動 (4)緊急時医療 (5)二次災害防止に関する措置 (6)汚染拡大の防止 (7)線量評価 (8)応急復旧 (9)原子力災害の拡大防止を図るための措置	(応急措置) 第49条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常事態において次の応急措置を実施する。 (1) 退避誘導及び構内入構制限 (2) 放射性物質影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) 緊急時医療 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置	(5)二次災害防止に関する措置の追加の取下げに伴う補正。
59	○	附則	変更後	2. 第12条(工事の計画及び実施)第2項については、この規定の施行日から効力を停止するものとし、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請(平成30年10月19日付総発第55号)の施行日から適用する。 3. 添付1 管理区域図「1. 管理区域全体図」、「2. 屋外及び建屋屋上管理区域図」、「1.5. サービス建屋 管理区域図 その1」、「1.6. サービス建屋 管理区域図 その2」及び「1.7. サービス建屋 管理区域図 その3」については、原子力規制委員会の認可を受けたのち、所長の定める区域管理手順書に基づき、所長が承認した管理区域の変更日をもって施行することとし、それまでの間は従前の例による。	2. 第40条第3項の保全の対象範囲の策定及び第41条(維持すべき施設の保守)の変更については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(令和2年1月23日原子力規制委員会規則第3号)の附則第7条に基づき変更申請する東海発電所廃止措置計画が原子力規制委員会の認可を受けて施行される日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1 管理区域図「1. 管理区域全体図」、「2. 屋外及び建屋屋上管理区域図」、「1.5. サービス建屋 管理区域図 その1」、「1.6. サービス建屋 管理区域図 その2」及び「1.7. サービス建屋 管理区域図 その3」については、原子力規制委員会の認可を受けたのち、所長の定める区域管理手順書に基づき、所長が承認した管理区域の変更日をもって施行することとし、それまでの間は従前の例による。	第12条の変更の取下げに伴う補正。 附則の追加(第40条及び第41条の経過措置)
60	○	第40条	変更後	5. 1 (略) ※1:事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、1.4.の使用前事業者検査及び1.5.の定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。	5. 1 (略) ※1:事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第40条の4(使用前事業者検査の実施)による使用前事業者検査及び第40条の5(定期事業者検査の実施)による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。	章の構成を他プラントと同様にするため補正。
61	○	第40条	変更後	6. (略) (2) 組織は、保全の実施に当たって、1.2.の設計管理及び1.3.の作業管理を実施する。	6. (略) (2) 組織は、保全の実施に当たって、第40条の2の設計管理及び第40条の3の作業管理を実施する。	章の構成を他プラントと同様にするため補正。
62	○	第21条の2	変更前	(放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等) 第21条の2 廃止措置室長は、次の各号に示す放射能濃度確認対象物及び放射能濃度について原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく確認(以下「放射能濃度の確認」という。)を受けた物の取扱いに関する業務を統一的に管理する。 (1)放射能濃度確認対象物について、原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価	(放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等) 第21条の2 廃止措置室長は、次の各号に示す放射能濃度確認対象物及び放射能濃度について原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく確認(以下「放射能濃度の確認」という。)を受けた物の取扱いに関する業務を統一的に管理する。 (1)放射能濃度確認対象物について、原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価	変更の取下げに伴う補正。
63	○	第21条の2	変更後	(放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等) 第21条の2 廃止措置室長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく確認(以下「放射能濃度の確認」という。)を受けた物の取扱いに関する業務を統一的に管理する。 (1)放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価	(放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等) 第21条の2 廃止措置室長は、次の各号に示す放射能濃度確認対象物及び放射能濃度について原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく確認(以下「放射能濃度の確認」という。)を受けた物の取扱いに関する業務を統一的に管理する。 (1)放射能濃度確認対象物について、原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価	変更の取下げに伴う補正。
64	○	第40条	変更前	8. 記録の採取及び保存 8. 1 点検・補修等の結果の記録 保安担当マネージャーは、点検・補修等の結果の記録として、次の事項を定め、記録し保存する。また、技術センターの各マネージャーは3.(保全の実施)に定める記録の採取を行う。 (1)実施年月日、実施者 (2)機器、設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な事項 (3)定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価するために必要な事項 (4)その他必要事項 8. 2 点検・補修等の結果の確認・評価の記録 保安担当マネージャーは、点検・補修等の結果の確認・評価の記録として、次の事項を記録し保存する。 (1)確認・評価年月日、評価者 (2)機器、設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価した結果並びにその根拠 (3)定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価した結果並びにその根拠 (4)承認者 (5)その他必要事項 8. 3 是正処置の記録 保安担当マネージャー及び技術センターの各マネージャーは、是正処置に関する記録として、次の事項を定め記録し保存する。 (1)不適合発生状況(発生時の状況、日時) (2)是正処置年月日、是正処置者 (3)実施した是正処置の内容 (4)承認者 (5)その他必要事項 8. 4 保守管理の定期的な評価の記録 保安担当マネージャーは、実施した評価について、次の事項を記録し、保存する。 (1)評価年月日、評価者 (2)保守管理の妥当性について評価した結果及びその根拠 (3)保守管理を改善した内容 (4)承認者 (5)その他必要事項	8. 記録の採取及び保存 8. 1 点検・補修等の結果の記録 保安担当マネージャーは、点検・補修等の結果の記録として、次の事項を定め、記録し保存する。また、技術センターの各マネージャーは3.(保全の実施)に定める記録の採取を行う。 (1)実施年月日、実施者 (2)機器、設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な事項 (3)定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価するために必要な事項 (4)その他必要事項 8. 2 点検・補修等の結果の確認・評価の記録 保安担当マネージャーは、点検・補修等の結果の確認・評価の記録として、次の事項を記録し保存する。 (1)確認・評価年月日、評価者 (2)機器、設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価した結果並びにその根拠 (3)定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価した結果並びにその根拠 (4)承認者 (5)その他必要事項 8. 3 是正処置の記録 保安担当マネージャー及び技術センターの各マネージャーは、是正処置に関する記録として、次の事項を定め記録し保存する。 (1)不適合発生状況(発生時の状況、日時) (2)是正処置年月日、是正処置者 (3)実施した是正処置の内容 (4)承認者 (5)その他必要事項 8. 4 保守管理の定期的な評価の記録 保安担当マネージャーは、実施した評価について、次の事項を記録し、保存する。 (1)評価年月日、評価者 (2)保守管理の妥当性について評価した結果及びその根拠 (3)保守管理を改善した内容 (4)承認者 (5)その他必要事項	変更の取下げに伴う補正。 記載の適正化(用語の見直し)
65	○	第40条	変更後	(削除)	1.2. 記録の採取及び保存 1.2. 1 保全の結果の記録 組織は、保全の結果の記録として、次の事項を定め、記録し保存する。また、組織は6.(保全の実施)に定める記録の採取を行う。 (1)実施年月日、実施者 (2)機器、設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な事項 (3)定めたプロセスに基づき保全が実施されたことを確認・評価するために必要な事項 (4)その他必要事項 1.2. 2 保全の結果の確認・評価の記録 組織は、保全の結果の確認・評価の記録として、次の事項を記録し保存する。 (1)確認・評価年月日、評価者 (2)機器、設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価した結果並びにその根拠 (3)定めたプロセスに基づき保全が実施されたことを確認・評価した結果並びにその根拠 (4)承認者 (5)その他必要事項 1.2. 3 是正処置の記録 組織は、是正処置に関する記録として、次の事項を定め記録し保存する。 (1)不適合発生状況(発生時の状況、日時) (2)是正処置年月日、是正処置者 (3)実施した是正処置の内容 (4)承認者 (5)その他必要事項 1.2. 4 保全の有効性評価の記録 組織は、実施した評価について、次の事項を記録し、保存する。 (1)評価年月日、評価者 (2)保全の妥当性について評価した結果及びその根拠 (3)保全を改善した内容 (4)承認者 (5)その他必要事項	変更の取下げに伴う補正。

別紙 品質マネジメントシステムの文書

補正前					補正後（案）				
-----	--	--	--	--	--------	--	--	--	--

(2) 品管規則が要求する“文書化された手順書”である二次文書

管理番号	文書名	所管箇所	関連条	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	補正理由
8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-4 是正処置プログラム要項	安全室	第3,107条、 107条の2から5	8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-1 是正処置プログラム管理要項	安全室	第3,107条、 107条の2から5	記載の適正化 (規程番号の適正化、【敦1】“管理”脱字)

(3) 二次文書

管理番号	文書名	所管箇所	関連条	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	補正理由
5.5.4	(削除)			5.5.4	QM共通：5-5-1 品質保証委員会及び品質保証検 討会等運営要項	安全室	第3条	・二次文書見直しを反映（削除としていたが、再整理の 結果、変更前と同様に定める）
6.2	(削除)			6.2	QM東Ⅱ：6-2-3 原子炉主任技術者の選任及び職 務要項	総務室（本店）	第3,8,9条	
6.1	(削除)			6.1	QM東Ⅱ：7-1-1 施設管理業務要項	発電管理室	第3,107条,107 条の2から6	
7.2.1	(削除)			7.2.1	QM共通：6-4-1 作業環境測定管理要項	総務室（本店）	第3条	
7.5.4	(削除)			7.2.1	QM共通：7-2-1 官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第3条	
7.5.4	(削除)			7.5.4	QM共通：7-5-1 組織外所有物管理要項	発電管理室		
7.5.5	(削除)			7.5.5	QM共通：7-5-2 予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室		